

令和2年4月13日

学校での一時預かりを希望される保護者様

長浜市教育委員会

4月13日からの小学校・義務教育学校の臨時休業等に伴う学校での一時預かりについて

平素は、本市の教育に対しましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染予防対策のため、4月9日より学校を臨時休業することとしましたが、保護者の皆様の仕事等やむをえない事情でお子様を一人で留守番させられないなど、対応が難しいご家庭を対象に、一時預かりを実施することとしました。

つきましては、下記の事項をご確認いただき、別紙『児童一時預かり申請書』の提出をお願いします。

なお、3月の臨時休業時よりも国内の感染状況は日に日に厳しくなっており、集団感染リスクをゼロにすることは困難ですので、自宅で過ごすことが真に困難な場合に限り、保護者の責任においてご希望いただくよう重ねてお願いします。

記

1. 期間 令和2年4月13日（月）～5月1日（金）※臨時休業の期間で、土・日、祝日を除く
2. 時間 7:30～14:00（放課後児童クラブの開設時間まで）
3. 対象者 次の2つの条件を満たす場合を対象とします。
 - ①保護者が勤務等によりやむを得ず見守りできない場合
 - ②祖父母等の支援が受けられない場合※子ども、及び同居の家族に、微熱を含む発熱、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、咳等の風邪の症状や倦怠感、嗅覚味覚に違和感等がある場合は、参加を控えてください。
4. 一時預かりを希望される上での留意点
 - 参加者は、必ず『児童一時預かり申請書』の提出をお願いします。
 - 参加時には、毎回『健康観察票』を提出してください。
 - 昼食は、お弁当を持参させてください。
 - 登下校につきましては、保護者による送迎をお願いします。
 - 一時預かりは、休業中の学習を補うものではなく、個人での自習が基本となります。
 - 預かり時は、必ずマスクを着用させてください。また、感染拡大の予防のためアルコール消毒液（ウェットティッシュ）などの持参にご協力ください。
 - 預かり中に発熱等により体調が悪くなった場合は、学校から連絡させていただきますので、速やかなお迎えをお願いします。
 - 今後、学校が分散登校等の登校日を設定した場合は、登校日を優先してください。
なお、登校日の関係で、一時預かりを行う場所や監督者が確保できない場合においては、一時預かりを実施できない場合があります。
 - 一時預かりの希望者が多数となり、運営が継続できない状況となった場合には、高学年児童からの一時預かりへの参加をお断りすることがあります。
 - 市内の感染状況により、一時預かりを中止する場合があります。
 - 学校の指示に従わず、他のお子様の自習の妨げとなるような行為がある場合、あるいは預かり時間、登下校の方法が守られない場合には、参加をお断りすることがあります。